

事 務 連 絡

平成31年 4 月 17 日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

旅館業法第7条第2項における「その他の関係者」に係る見解について

旅館業法第7条第2項において、都道府県知事は、旅館業が営まれている施設において同法第7条の2第3項の規定による命令をすべきか否かを調査する必要があると認めるときは、当該旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、旅館業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるとされています。

今般、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から、水道事業者を旅館業法第7条第2項における「その他の関係者」として捉えて差し支えない旨の見解が、同課が作成する「旅館業法に関するFAQ」において示されました（「②取締りについて」の5の2）。

今後、都道府県等から水道事業者に対しても、旅館業法第7条第2項に基づく調査等が行われる可能性がありますので、調査等があった際にはご協力いただきますよう、お願いいたします。

また、各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者への周知をお願いいたします。